



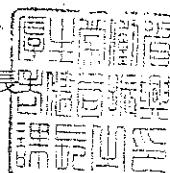
障障発0601第1号
老振発0601第1号
平成23年6月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課 長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における
障害児（者）の受入事業」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成23年3月30日構造改革特別区域推進本部）を受け、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号）が平成23年6月1日公布され、同日から施行されたことにより、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」」（平成19年2月19日付障障発第0219001号・老振発第0219001号）を別紙の新旧対照表のとおり一部改正することとしたので、御了知の上、管内市（区）町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

新旧対照表

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について
 (平成19年2月19日障障発第0219001号厚生労働省保健福祉部障害保健局長・老健局振興課
 長連名通知) (抄)

		現行	改正後	(下線の部分は改正部分)
1	目的	<p>近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」といいう。）を利用する者が困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「指定児童デイサービス」といいう。）を利用する者が困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）又は宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることとする。</p>	<p>近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」といいう。）を利用する者が困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「指定児童デイサービス」といいう。）を利用する者が困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）又は宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることとする。</p>	
2	対象者	<p>(1) 指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしていること。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) 指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスを利用するために当たっては <u>指定短期入所の対象要件を満たしていること。</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	

実施方法

3 身近な場所で指定自立訓練を利用することができる者が困難な障害者を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとすること、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することができる者が困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとすることにより実施する。

実施方法

3 身近な場所で指定自立訓練を利用することができる者が困難な障害者が利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとすること、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することができる者が困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとすることにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するためには、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく指定短期入所とみなすことにより実施する。

利用單值

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の方にあつては区分2）未満の障害者	基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価とする。
	障害児	基準該当児童デイサービス費の単価とする

利用単価

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の方にあっては区分2）未満の障害者	基準該当機関訓練費又は基準該当生活訓練サービスの単価と同額とする。
指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを1回利用する場合	障害児	基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする。

(注) 1 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを利用する
している日において通いサービスを利用している場合は、
当該通いサービスの利用に係る基準該当機能訓練サーサービス
費、基準該当生活訓練サービス費又は基準該当児童デイ
サービス費は算定することはできない。

2 障害者又は障害児が指定小規模多機能型居宅介護のう
ち、宿泊サービスを利用する場合の単価の区分は、当該障
害者又は障害児が指定短期入所を利用する場合の障害の程
度を適用した単価の区分とする。

5 留意事項

- 5 留意事項

(1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

①～④ (略)

5
留意事項

- (1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。
①～④ (略)

- ⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と指定障害児福祉サービス基準第125条の2の規定により基準該当短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を通りサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲とすること。
- ⑥ (略)
- ⑦ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と指定障害児福祉サービス基準第125条の2の規定により基準該当短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を通りサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲とすること。
- ⑥ (略)
- ⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害児又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他他の関係施設から必要な技術的な支援を受けていること。
- ※ 障害児（者）を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害児（者）関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、以下のものを想定。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児（者）に対して適切に処遇できるよう、障害の種別や程度に応じて自立訓練事業所、児童デイサービス事業所、障害児通園施設等に実習・研修会等の定期的な実施を依頼し、職員にこれに参加させることを通じて必要な資質を向上させること。
 - ・ 障害児（者）に対する個々の処遇につき疑義が生じた場合などに必要な助言や支援を受けること。
- ⑧ 障害者又は障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行い、当該通りサービスを児童デイサービスとみなす場合には、基準該当児童デイサービス計画の作成を行うこと。な^うこと。
障害児に対する援助は、基準該当児童デイサービス計画（「基準該当自立訓練計画又は基準該当児童デイサービス計画」といふ。以下同じ。）の作成等を行うこと。

なお、基準該当自立訓練計画等の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画等を作成するためには研修を受けること。この場合が担当するものとすること。この場合には研修は、基準該当自立訓練計画等を作成するためには研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障務省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

(自立訓練（機能訓練）を実施する場合は地域生活（身体）分野、自立訓練（生活訓練）を実施する場合は地域生活（知的・精神）分野及び児童デイサービスを実施する場合は児童分野をそれぞれ受講すること。)

(2) (略)

必要な研修を受けた者が担当するものとすること。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するためには必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障務第083004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

(2) (略)